11　法第八十九条の三第七項の承認を受けた者に係る同条第十項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
二　当該承認に係る移入場所の所在地及び名称
三　当該承認を受けた年月日
四　届出の理由
五　法第八十九条の三第七項の規定の適用を受けないこととなる年月日
六　その他参考となるべき事項
第四十七条の九中「第八十九条の三第七項」を「第八十九条の三第十三項」に改める。
第四十七条の十第三項中「第十四条の二第八項」を「第十四条の三第八項」に改める。
第四十八条の二第一項を次のように改める。
法第九十条第二項に規定する政令で定める書類は、当該揮発油が前条第二項各号に規定する規格を有することを証する試験成績書（第五項第二号において「みなし揮発油試験成績書」という。）及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合　次に掲げる事項を記載した書類
イ　移入した場所の所在地及び名称
ロ　移入した揮発油の数量
ハ　移入の年月日
ニ　その他参考となるべき事項
二　前号に掲げる場合以外の場合　当該揮発油が法第九十条第一項に規定する用途に供する場所に移入されたこと及び当該揮発油に係る同号イからハまでに掲げる事項を当該揮発油を移入した者が証する書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて、当該揮発油を移入した者により、当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が提供されているものを含む。第五項第二号において「みなし揮発油免税移入証明書」という。）に基づき、前号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類
第四十八条の二に次の六項を加える。
5　法第九十条第六項に規定する揮発油の製造者は、当該揮発油につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。
一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合　当該揮発油の規格及び第一項第一号イからニまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法
二　前号に掲げる場合以外の場合　みなし揮発油試験成績書及びみなし揮発油免税移入証明書に基づいて、当該揮発油の規格、第一項第一号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法
6　法第九十条第六項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。
一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
二　移出する製造場の所在地及び名称
三　移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実
四　移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称
五　申請の理由
六　その他参考となるべき事項
7　法第九十条第七項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。
一　申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
二　移入場所の所在地及び名称並びに当該移入場所が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実
三　移出者の住所及び氏名又は名称
四　移出する製造場の所在地及び名称
五　申請の理由
六　その他参考となるべき事項
8　税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認を与えるときはその旨及び法第九十条第六項又は第七項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認を与えないときはその旨及びその理由を当該承認の申請者に対し、書面により通知しなければならない。
9　税務署長は、法第九十条第九項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第六項又は第七項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。
10　法第九十条第六項第二号の承認を受けた者に係る同条第十項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
二　当該承認に係る製造場の所在地及び名称
三　当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入していた者の住所及び氏名又は名称
四　当該承認を受けた年月日
五　届出の理由
六　法第九十条第六項の規定の適用を受けないこととなる年月日
七　その他参考となるべき事項
11　法第九十条第七項の承認を受けた者に係る同条第十項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
二　当該承認に係る移入場所の所在地及び名称
三　当該承認を受けた年月日
四　届出の理由
五　法第九十条第七項の規定の適用を受けないこととなる年月日
六　その他参考となるべき事項
第四十八条の三中「第九十条第七項」を「第九十条第十三項」に改める。
第四十八条の四第三項中「第十四条の二第八項」を「第十四条の三第八項」に改める。
第四十八条の七第三項中「特別な」を「特別の」に改め、同項第二号中「（昭和三十九年法律第百七十号）」を削る。
第五十五条第二項中「第四十条の七第五十六項」を「第四十条の七第五十五項」に、「第二十項第二号及び第五十項、第四十条の七の四第十七項第四号」を「第十九項第二号及び第四十九項、第四十条の七の六第十七項第四号」に改める。
（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）
第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。
附則第二十八条第七項中「農地等に」を「改正法附則第三十六条第五項に規定する農地等（以下この条において「農地等」という。）に」に改める。
第三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）の一部を次のように改正する。
附則第三十三条第二項中「（以下この条において「農地等」という。）」を削り、同条第三項中「中「旧農地法」とあるのを「農地法」と、同号ロ(1)中「旧農地法」とあるのを「」を「及びロ(1)中「行う旧農地法」とあるのを「行う」に改め、「同号ロ(1)(i)中」の下に「「耕作」とあるのを「耕作（農地